

2025年6月25日

各位

会社名 第一建設工業株式会社

代表者名 取締役社長 内田 海基夫 (コード:1799 東証スタンダード市場)

問合せ先執行役員経営本部副本部長

兼財務部長兼不動産部長

竹野 洋一

電話番号 025-241-8111

取締役、執行役員及び使用人に対する譲渡制限付株式報酬としての 自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、2025年6月25日開催の当社取締役会において、譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分(以下、「本自己株式処分」という。)を行うことについて、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

処分の概要

		取締役及び執行役員	使用人
(1)	払込期日	2025年7月15日	2025年12月15日
(2)	処分する株式の 種類及び数	当社普通株式 5,100 株	当社普通株式 29, 225 株
(3)	処分価額	1 株につき 2,942 円	1 株につき 2,942 円
(4)	処分総額	15, 004, 200 円	85, 979, 950 円
(5)	処分予定先	当社の取締役(※)5名3,000株 当社の執行役員 7名2,100株 ※監査等委員である取締役及び 社外取締役を除く。	当社の使用人835名29,225株
(6)	その他	本自己株式処分については、金融商品取引法に基づく臨時報告書を提出しております。	

1. 処分の目的及び理由

当社は、2023年6月23日開催の当社第81期定時株主総会において、当社の取締役(社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。)が株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的として、対象取締役に対し、譲渡制限付株式を交付する株式報酬制度(以下、「本制度」という。)を導入すること、並びに本制度に基づき、対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額50百万円以内として設定すること、対象取締役に対して各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の総数は50,000株を上限とすること及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間を譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職するまでの間とすること等につき、ご承認をいただいております。

また、2025 年 6 月 25 日開催の第 83 期定時株主総会において監査等委員会設置会社へ移行した事に伴い、当社の取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。) に対して、従来と同様の譲渡制限付株式報酬制度を導入することにつき、ご承認をいただいております。

本日、当社取締役会において、対象取締役及び当社の執行役員については、当社第 83 期定時株主総会から 2026 年 6 月開催予定の当社第 84 期定時株主総会までの期間に係る譲渡制限付株式報酬として、当社の使用人については、当社第 84 期事業年度 (2025 年 4 月 1 日~2026 年 3 月 31 日) に係る譲渡制限付株式報酬として、(以下、総称して「割当対象者」という。) に対し、金銭報酬債権合計 100,984,150 円を支給し、割当対象者が当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法によって給付することにより、特定譲渡制限付株式として当社普通株式 34,325 株を割り当てることを決議いたしました。

なお、各割当対象者に対する金銭報酬債権の額は、当社における各割当対象者の貢献度 等諸般の事項を総合的に勘案の上、決定しております。[また、本自己株式処分による希 薄化の規模は、2025 年 6 月 25 日現在の発行済株式総数 20,858,491 株に対し 0.16%(小 数点以下第 3 位を四捨五入。)と軽微であるため、本制度の目的に照らして合理的である と考えております。]また、当該金銭報酬債権は、各割当対象者が、当社との間で、大要、 以下の内容をその内容に含む譲渡制限付株式割当契約(以下、「割当契約」という。)を締 結すること等を条件として支給いたします。

2. 割当契約の概要

① 譲渡制限期間

【割当対象者が対象取締役又は当社の執行役員の場合】

2025年7月15日から割当対象者が当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職するまでの間

【割当対象者が当社の使用人の場合】

2025年12月15日から割当対象者が当社の使用人の地位から退職するまでの間

上記に定める譲渡制限期間(以下、「本譲渡制限期間」という。)において、割当対象者は、当該割当対象者に割り当てられた譲渡制限付株式(以下、「本割当株式」という。)につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができません(以下、「譲渡制限」という。)。

② 譲渡制限付株式の無償取得

【割当対象者が対象取締役又は当社の執行役員の場合】

当社は、割当対象者が、本譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を、当該退任又は退職の時点をもって、当然に無償で取得するものといたします。

【割当対象者が当社の使用人の場合】

当社は、割当対象者が本譲渡制限期間の開始日以降、本割当契約で定める事由に該当した場合、当該時点において、本割当株式を当然に無償で取得するものといたします。

③ 譲渡制限の解除

【割当対象者が対象取締役又は当社の執行役員の場合】

当社は、割当対象者が、本譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役、執行役員又は使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、期間満了時点をもって、当該時点において割当対象者が保有する本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除いたします。

ただし、割当対象者が、当社取締役会が正当と認める理由により、本譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、2025年7月から割当対象者が当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した日を含む月までの月数を12で除した数に、当該時点において割当対象者が保有する本割当株式の数を乗じた数(ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。)の本割当株式につき、当該退任又は退職の直後の時点をもって、これに係る譲渡制限を解除するものといたします。

【割当対象者が当社の使用人の場合】

当社は、割当対象者が本譲渡制限期間の開始日以降に本割当契約で定める事由に該当した場合、当該割当対象者が保有する本割当株式の全部について、譲渡制限を解除するものとします。

④ 株式の管理に関する定め

割当対象者は、SMBC日興証券株式会社に、当社が指定する方法にて、本割当株式について記載又は記録する口座の開設を完了し、譲渡制限が解除されるまでの間、本割当株式を当該口座に保管・維持するものといたします。

⑤ 組織再編等における取扱い

【割当対象者が対象取締役又は当社の執行役員の場合】

当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会)で承認された場合(当該組織再編等の効力発生日が期間満了時点より前に到来するときに限る。以下、「組織再編等承認時」という。)であって、かつ、当該組織再編等に伴い割当対象者が当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職することとなる場合には、当社取締役会決議により、2025年7月から当該承認の日を含む月までの月数を12で除した数(ただし、計算の結果1を超える場合には1とする。)に、当該承認の日において割当対象者が保有する本割当株式の数を乗じた数(ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。)の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除するものといたします。

また、組織再編等承認時には、当社は当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、同日において譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を当然に無償で取得するものといたします。

【割当対象者が当社の使用人の場合】

当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会)で承認された場合(当該組織再編等の効力発生日が期間満了時点より前に到来するときに限る。以下、「組織再編等承認時」という。)であって、かつ、当該組織再編等に伴い割当対象者が当社の使用人の地位から退職することとなる場合には、当社取締役会決議により、2025年4月から当該承認の日を含む月までの月数を12で除した数(ただし、計算の結果1を超える場合には1とする。)に、当該承認の日において割当対象者が保有する本割当株式の数を乗じた数(ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。)の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除するものといたします。

また、組織再編等承認時には、当社は当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、同日において譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を当然に無償で取得するものといたします。

3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分における処分価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、当社取締役会決議日の直前営業日(2025年6月24日)の東京証券取引所における当社普通株式の終値である2,942円としております。これは、当社取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以上